

New Relic 有料サービス契約約款

本 New Relic 有料サービス契約約款（以下「本約款」という）は、日商エレクトロニクス株式会社（以下「当社」という）が定める「New Relic サービス利用規約」（以下「利用規約」という）に基づき利用登録したお客様（以下「サービス利用者」という）が、利用規約に基づくサービス（以下「本サービス」という）のうち PRO プラン（有料プラン）（以下「本有料サービス」という）をご利用される際に適用されます。

また、本有料サービスについては、本約款の他、「New Relic 有償サービス利用申込書」（第 1 条第 2 項③、第 4 条第 2 項④または第 5 条第 2 項④により当社が承諾したものをいい、以下「有償サービス申込書」という）記載の特約条件（以下「特約条件」という）、および、New Relic, Inc.（以下「米国 New Relic 社」という）または New Relic 株式会社（以下「日本 New Relic 社」という）の定める「Terms of Service（サービス利用規約）」（本有料サービスの利用者（以下「有料サービス利用者」という）と当社間の本有料サービス利用に関する契約（以下「本契約」という）の締結日および更新日が 2020 年 7 月 1 日より前である場合、米国 New Relic 社の Web サイトに掲載される最新のことをいい、本契約の締結日または更新日が 2020 年 7 月 1 日以降である場合、有償サービス申込書記載の日本 New Relic 社の Web サイトに掲載される最新のことをいう。以下「Terms of Service」という）の各規定が適用され、本約款、Terms of Service および特約条件間で記載された内容が抵触するときは、当社および有料サービス利用者間においては、特約条件、本約款、Terms of Service の順に優先して適用するものとします。

なお、本約款において、New Relic 社という言葉の定義は、本契約の締結日が 2020 年 7 月 1 日より前である場合、米国 New Relic 社を意味するものとし、本契約の締結日が 2020 年 7 月 1 日以降である場合、日本 New Relic 社を意味するものとします。

第 1 条（契約申込および成立）

1. 本契約は、次に定める方法により成立するものとします。なお、本契約は、有償サービス申込書記載の New Relic アカウント ID 単位で成立するものとします。
2. 本有料サービスの利用を希望する場合、サービス利用者は、特約条件、本約款および Terms of Service の内容を承諾のうえ、当社所定の情報を当社 Web サイト（「New Relic 有償プラン申込 (https://contacts.nissho-ele.co.jp/newrelic_pro.html)」）より送信します。
 - ① 前号により当社が受領した情報をもとに、当社は「New Relic 有償サービス利用申込書」を送付します。
 - ② サービス利用者は、「New Relic 有償サービス利用申込書」へ必要事項を記載し、当社へ提出することにより、本有料サービス利用のための申込みを行うものとします。
 - ③ 当社が前号の申込みを承諾する場合、前号の申込書を受領後、当社は当該申込書に本有料サービスの利用開始日を記載のうえ、サービス利用者へ返送します。このとき、有料サービス利用者と当社との間で、当該申込書記載の内容で本契約が成立するものとします。なお、特約条件、本約款および Terms of Service は、本契約の一部を構成するものとします。
3. 次の各号の何れかに該当する場合は、当社は本契約の申込みを承諾せず、また、すでに本契約が成立

しているときであっても本有料サービスの全部または一部の利用制限を行うことがあります。なお、これらの場合、有料サービス利用者が支払い済みの本有料サービスの対価は返金されないものとし、有料サービス利用者または第三者が被った損害に関して、当社は一切の責任を負いません。

- ① サービス利用者による債務の履行について遅滞が生じるおそれがあると当社が判断した場合
- ② 申込内容に虚偽があった場合
- ③ 有料サービス利用者から本有料サービスの利用の対価を期日までにお支払いいただけない場合
- ④ 申込内容に変更が生じた際に、有料サービス利用者が当社所定の方法により当該変更のための手続きを行わなかった場合
- ⑤ 有料サービス利用者が特約条件、本約款または **Terms of Service** に違反した場合
- ⑥ サービス利用者または有料サービス利用者が通常の範囲での利用以外での特殊なアクセスを行った場合
- ⑦ サービス利用者または有料サービス利用者が本サービスのシステムに対し過剰な負荷をかけた場合
- ⑧ サービス利用者または有料サービス利用者が不正アクセスやクラッキングに相当する行為を行った場合
- ⑨ その他サービス利用者または有料サービス利用者による本有料サービスの利用を当社が不適切だと判断した場合

第 2 条 (契約期間)

本契約の契約期間（以下「契約期間」という）は、有償サービス申込書に当社が記載した利用開始日から 1 年間とします。なお、有料サービス利用者は、「New Relic 有償サービス利用申込書」にて、本有料サービスの利用開始希望日を記載するものとし、これを当社が調整のうえ、確定するものとします。

第 3 条 (利用料金)

1. 有料サービス利用者は、本有料サービスの利用の対価（以下「利用料金」という）を当社へ支払うものとします。なお、利用料金に関しては、個別見積もりとし、有償サービス申込書で合意するものとします。
2. 有料サービス利用者は有償サービス申込書で定められた利用単位を超えて本有料サービスを利用してはならないものとします。これに違反した場合、有料サービス利用者は、当社からの請求後 20 日以内に、当該違反を是正し、または当社の提案にしたがい第 4 条にもとづく契約変更を行うものとします。なお、本規定は、当社が有料サービス利用者に対して、本契約の違反を理由に損害賠償請求をし、また、その他本約款に定める措置をとることを妨げないものとします。
3. 有料サービス利用者は、利用料金として、請求書に定める金額を、本契約締結日または更新日の属する月に当社から請求後翌月末日までに、当社の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、有料サービス利用者の負担とします。また、有料サービス利用者は、第 1 項の金額について契約期間中（更新後については、更新後の契約期間中）の利用料金の合計金額を一括で支払うものとします。

4. 有料サービス利用者から利用料金を期日までにお支払いいただけない場合、当社の判断により、本契約を解除し、本有料サービスの提供を終了する場合があります。なお、この場合も有料サービス利用者が利用料金の支払い義務が免除されるものではなく、有料サービス利用者または第三者が被った損害に関して、当社は一切の責任を負いません。
5. 利用料金は、契約期間の途中で改定される場合があります。利用料金が改定された場合、当社は、改定後の利用料金を有料サービス利用者の登録メールアドレス宛に電子メールにて通知するものとし、当該改定後に当社が利用者に対して請求する利用料金については、改定後の利用料金を本契約の利用料金として適用するものとし、また、当社は、利用料金改定時までに請求済みの利用料金について、料金改定に伴う料金の返金および追加請求は行いません。
6. 有料サービス利用者に対して支払いの遅延があるとき、当社は、有料サービス利用者に対して、遅延日数に応じ年 12%の割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができるものとし、また、

第 4 条（契約期間中の契約変更）

1. 有料サービス利用者は、契約期間中、次項に定める場合を除き、本契約の契約内容を変更することはできないものとし、また、
2. 有料サービス利用者は、当社が承諾した場合に限り、本契約のサービス内容を追加することができるものとし、また、その手続きは、次の各号に定める方法によるものとし、また、
 - ① 有料サービス利用者は、本契約のサービス内容の追加を希望する場合、当社所定の情報を当社 Web サイト（「New Relic 有償プラン申込 (https://contacts.nissho-ele.co.jp/newrelic_pro.html)」）より送信します。
 - ② 前号により当社が受領した情報をもとに、当社は「New Relic 有償サービス利用申込書」を送付します。
 - ③ 有料サービス利用者は、「New Relic 有償サービス利用申込書」へ必要事項を記載し、当社へ提出することにより、本契約のサービス内容の追加のための申込みを行うものとし、また、
 - ④ 当社が前号の申込みを承諾する場合、前号の申込書を受領後、当社は当該申込書に利用開始日を記載のうえ、有料サービス利用者へ返送します。このとき、本契約は当該申込書記載の内容に変更されるものとし、また、
3. 前項により本契約が変更された場合、前項第 4 号にもとづき当社が申込書に記載した利用開始日（以下「変更内容適用開始日」という）より、変更後の契約内容が適用されるものとし、また、この場合、サービス内容、次項に定める利用料金その他の前項の変更手続きにあたり当社およびサービス利用者間で別途合意した契約条件を除き、変更前の契約条件が適用されるものとし、また、
4. 第 2 項の契約変更により追加の利用料金が発生する場合、変更内容適用開始日から追加料金が発生します。当社は、利用料金について、支払済み金額と増額後の金額の差額を、当社が契約変更を承諾した日の属する月に請求するものとし、有料サービス利用者は、請求後翌月末日までこれを一括で支払うものとし、また、

第 5 条（契約更新）

1. 本契約は、契約期間満了日の 40 日前までに、有料サービス利用者から、次項第 1 号に定める通知ま

たは次条に定める契約終了の申し入れがない限り、さらに1年間同一条件（第4条第2項により、契約期間中に契約内容が変更された場合は、変更後の契約内容をいう）で更新されるものとし、以後同様とします。ただし、第3条第5項により利用料金が改定された場合または第10条により本約款もしくは本有料サービスの内容が変更された場合は、その条件にて契約が更新されるものとし、以降も同様とします。

2. 更新後の本契約について、有料サービス利用者が契約内容の変更を希望する場合は、当社が承諾した場合に限り、更新後の本契約の内容を変更できるものとし、なお、その手続きは、次の各号に定める方法によるものとし、
 - ① 有料サービス利用者は、契約期間満了日の40日前までに、newrelic-order@nissho-ele.co.jp宛てに変更内容を通知します。
 - ② 前号により当社が受領した情報をもとに、当社は「New Relic 有償サービス利用申込書」を送付します。
 - ③ 有料サービス利用者は、「New Relic 有償サービス利用申込書」へ必要事項を記載し、当社へ提出します。
 - ④ 当社が前号の申込みを承諾する場合、前号の申込書を受領後、当社は当該申込書に利用開始日を記載のうえ、有料サービス利用者へ返送します。このとき、本契約は、当該申込書記載の条件で、さらに1年間更新されるものとし、
3. 有料サービス利用者は、本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了日の40日前までに、当社所定の情報を当社 Web サイト（「New Relic アカウント解約申込み（https://contacts.nissho-ele.co.jp/newrelic_cancel.html）」）より送信します。なお、当社は、当該情報を受領後、有料サービス利用者を確認メールを送付するものとし、これをもって本契約の終了の申し入れがあったものとし、

第6条（有料サービス利用者からの契約解除）

有料サービス利用者は、本契約を解除することはできないものとし、なお、別途当社の書面による承諾を得たうえで本契約を解除する場合であっても、本契約の解除に伴う利用料金の返金は一切しないものとし、有料サービス利用者に未払いの利用料金がある場合、有料サービス利用者は契約終了時にこれを一括で当社に支払うものとし、

第7条（保守サポート）

1. 本契約の締結日および更新日が2020年7月1日より前である場合、当社は、有料サービス利用者に対して、別途、当社が定める New Relic 技術サポート仕様書に基づく技術サポートサービスを提供します。
2. 本契約の締結日または更新日が2020年7月1日以降である場合、保守サポートは Terms of Service の定めに基づき New Relic 社が有料サービス利用者へ提供します。サービスレベルについては当社より有料サービス利用者へ個別に通知させていただきます。

第8条（当社からの契約解除）

1. 当社は、有料サービス利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知・催告をすることなく、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、有料サービス利用者は、本契約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を喪失し、未払いの利用料金を含む債務を直ちに支払うものとし、なお、本条による解除は、有料サービス利用者に対する損害賠償の請求を妨げないものとし、
 - ① 差押、仮差押、仮処分、競売の申立てまたは租税公課の滞納督促もしくは、滞納による保全差押を受けたとき（但し、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除く）
 - ② 支払停止があったとき、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の開始の申立てをし、またはこれを受けたとき
 - ③ 手形交換所から不渡り報告または取引停止処分を受けたとき
 - ④ 財産状態が著しく悪化するなど、本約款の履行が困難であると認められるとき
 - ⑤ 本契約に違反したとき
2. 当社が前項の規定により本契約の全部または一部を解除したことにより有料サービス利用者に損害が生じても、当社はこれを一切賠償いたしません。

第 9 条 （通知義務）

1. 有料サービス利用者に次の各号に該当する事由が生じたときは、有料サービス利用者は、当該事由が判明したときから 30 日以内に、直ちに当社に通知しなければなりません。
 - ① 住所、商号、代表者の変更
 - ② 合併、会社分割、解散または組織変更
 - ③ 事業の全部または一部の譲渡、譲受け、賃貸借、経営委任
 - ④ 資本金または準備金の額の減少
 - ⑤ その他有料サービス利用者の経営状態または資産状態に影響を及ぼすおそれのある事由
2. 前項の通知を怠ったことにより有料サービス利用者が当社からの通知または書類を受領せず、または受領が遅滞した場合、当該通知または書類は、通常到達すべき時に有料サービス利用者に到達したものとみなされるとともに、当社に損害が生じた場合は、有料サービス利用者はその損害を賠償しなければなりません。

第 10 条 （約款およびサービス内容の変更等）

1. 本約款の変更は、当社の WEB サイトへの変更内容の掲載をもって直ちに効力を生じるものとし、当該変更後も有料サービス利用者が本有料サービスへのアクセスおよび利用を続けることにより、有料サービス利用者は変更後の本約款に従うことに同意したものとみなします。
2. 本有料サービスは、将来予告なくその内容が変更され、または終了することがあります。これにより、有料サービス利用者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 （有料サービス利用者の責任）

1. 有料サービス利用者は、自らの New Relic アカウント（当社が定める手続きに従って、有効な電子

メールアドレスに関連付けられた **New Relic** アカウントをいう。以下、同じ) に基づき生じるあらゆる活動につき、かかる活動が有料サービス利用者、有料サービス利用者の従業員、または第三者(有料サービス利用者の業務委託先および代理人を含む) のいずれによるものかを問わず責任を負うものとしします。

2. 本有料サービスを利用するにあたり、インターネットにアクセスする必要があります。そのためあらゆる機器、ソフトウェア、通信手段は、有料サービス利用者において、自らの責任と費用において適切に準備、設置、操作していただく必要があります。当社は有料サービス利用者のアクセス環境について一切関与せず、これらの準備、操作に関する責任を負いません。
3. 当社より有料サービス利用者に対して連絡を行う際には、登録メールアドレス宛の電子メールにて連絡を行います。有料サービス利用者は当社からの電子メールを受信できるよう登録メールアドレス情報を正しく維持するものとし、何らかの理由で受信ができなくなった場合には、有料サービス利用者は、当社の定める方法により、速やかに登録メールアドレスを変更する必要があります。当社からの電子メールが受信できなかったために有料サービス利用者が被った不利益については、当社は一切の責任を負いません。
4. 有料サービス利用者が本有料サービスの利用により第三者の権利を侵害した場合または有料サービス利用者による本有料サービスの利用により第三者からクレームが発生した場合には、当該サービス利用者は自身の責任と費用において解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。
5. 有料サービス利用者による、(a)本有料サービスの利用、(b)本約款、**Terms of Service**、その他適用される契約等の違反や適用される法令の違反、または(c)本有料サービスと他のアプリケーション、コンテンツ、もしくはプロセスとの組合せにより、第三者の権利を侵害した場合または第三者からクレームが発生した場合、有料サービス利用者は、当該第三者の請求に関連して生じたあらゆる請求、損害、損失、責任、費用および支出につき、当社、当社の関係会社および **New Relic** 社ならびにこれらの各々の従業員、役員、取締役および代表者を防御し、これらの者に補償し、損害を与えないものとしします。

第 12 条 (責任の制限)

1. 当社は、有料サービス利用者の **New Relic** アカウントへの不正アクセスにつき、責任を負わないものとしします。有料サービス利用者は、権限のない第三者が有料サービス利用者の **New Relic** アカウントを使用していることが疑われる場合や、**New Relic** アカウント情報の紛失または盗難があった場合には、直ちに当社に連絡するものとしします。
2. 当社の責めに帰すべき事由により有料サービス利用者に損害が生じた場合、当社は、請求原因の如何を問わず、特別の事情から生じた損害(予見の有無および可否を問わない)、間接的損害、派生的損害および逸失利益については損害賠償責任を負わないものとし、有料サービス利用者が支払済みの本有料サービスの利用料金の 1 か月分の金額を上限として責任を負うものとしします。
3. 当社は、本有料サービスがすべての有料サービス利用者の利用環境において利用可能な状態であること、本有料サービスを構成するソフトウェアにバグ等の瑕疵がないこと、および、本有料サービスが有料サービス利用者の利用目的に合致することを保証するものではありません。有料サービス利用者の利用環境により本有料サービスを利用できない場合があったとしても、当社の債務不履行に

も該当しないものとし、これに伴う損害の賠償および有料サービス利用者への返金は一切いたしません。

第 13 条 (不可抗力の免責)

天変地変、戦争、テロ行為、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による処分・命令、同盟罷業その他の争議行為、その他の不可抗力により、本有料サービスまたは本約款の全部もしくは一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、当社および有料サービス利用者は互いにその責めを負わないものとし、

第 14 条 (秘密保持)

1. 有料サービス利用者および当社は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本有料サービスの利用および利用登録に関して得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しまたは本有料サービスの利用および本有料サービスの活用を向上させること以外の目的には使用してはならないものとし、
- ① 開示された時点ですでに公知であった情報
- ② 開示された後に自らの責めによらずに公知となった情報
- ③ 開示された時点ですでに保有していた情報
- ④ 開示された後、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
2. 前項の規定に関わらず、有料サービス利用者および当社は、法令、行政機関または裁判所の命令等により開示を要求された場合、相手方に対し速やかに通知を行うことにより、当該要求の範囲内に限り、秘密情報を開示できるものとし、
3. 第 1 項の規定に関わらず、当社は、New Relic 社の要求がある場合、本契約の写しを、New Relic 社に提供することができるものとし、

第 15 条 (知的財産権の帰属)

1. 本有料サービスを構成する有形・無形の構成物(ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含む)に関する著作権を含む一切の知的財産権、その他の権利は、当社、New Relic 社またはこれらに利用許諾した第三者に帰属します。
2. 有料サービス利用者が、本有料サービスの利用に基づき本有料サービスに関する発明、考案、ノウハウその他一切の技術的成果(以下「本成果」という)を得た場合には、直ちに本成果の内容を当社に通知するとともに、その秘密を保持しなければなりません。また、本成果に関する一切の知的財産権は、当社、New Relic 社またはこれらに利用許諾した第三者に帰属するものとし、
3. 有料サービス利用者は、本有料サービスの利用期間中および利用期間終了後において、本有料サービスに関する当社および New Relic 社の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為を行わないものとし、

第 16 条 (権利義務の譲渡等)

有料サービス利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、New Relic アカウントおよび本有料サー

ビスに関する一切の権利義務を第三者に譲渡、承継し、もしくは担保の目的に供してはならないものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 有料サービス利用者は、自ら、自らの役員、実質的役員、経営関与者またはこれらに準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という）ではなく、かつ次の各号のいずれにも該当しないことを、現在かつ将来にわたって表明し保証します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 有料サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して暴力的、威力的、威圧的、脅迫的、偽計的またはこれらに準ずるような不当な言動をしないことを表明し、保証します。
3. 有料サービス利用者は、反社会的勢力との取引関係を有してはならないものとし、万一、反社会的勢力との取引関係を有することが判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じるものとします。
4. 当社は、有料サービス利用者が本条の事由に該当した場合には、有料サービス利用者の利用登録および有料サービス利用者との間で締結済みの一切の契約を解除できるものとし、解除に伴い、有料サービス利用者に損害が生じた場合でも、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 18 条（残存条項）

1. 本契約が終了した場合、有料サービス利用者は、本有料サービスを利用できません。なお、本契約終了後であっても、有料サービス利用者は、本サービスのうち LITE プラン（無料プラン）について、利用規約に基づき継続して利用できるものとします。
2. 本契約の終了後といえども、第 3 条第 3 項、第 4 項および第 6 項、第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条および第 19 条の規定は有効に存するものとします。

第 19 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 20 条（協議）

本契約に定めなき事項または本契約の履行につき疑義が生じた場合は、誠意を持って協議し、円満に

解決を図るものとします。

以 上